

# 保管事業規程

## 【事業の範囲】

第1条 この組合においては、組合員のために保管事業を行う。

## 【保管物品】

第2条 この組合において寄託を受ける物品は、寄託者が自ら生産した穀物であって、寄託者から売渡の委託または売渡を受けた穀物とする。

- 2 穀物の品目は、次のとおりとする。  
米穀、麦類、その他穀物

## 【寄託申込書】

第3条 組合は、組合と寄託者が締結する出荷契約もしくは寄託契約にもとづき寄託の申込みを受ける。

## 【物品の引渡及び入庫手続】

第4条 この組合が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、物品を引き渡さなければならない。

- 2 入庫手続は、組合と寄託者が締結する出荷契約もしくは寄託契約に基づき行う。
- 3 寄託者または入庫に関する証憑書類の所持人がその書類を喪失または滅失したときは、保証人を立て、または組合の指定する担保を供して、その再交付または受寄物の出庫を請求することができる。

## 【受寄物の検査】

第5条 この組合は、入庫に当たってまたは受寄の後に、寄託者の承諾を得て寄託者の費用において受寄物の全部または一部について、その内容を検査することができる。ただし、緊急に検査をする必要があるため、承諾を求める手続をとることができないときはこの限りでない。

- 2 第7条の物品については、寄託者は前項の検査を受けなければならない。ただし、行政庁において検査を施行した物品については、この限りでない。

## 【保管方法】

第6条 この組合は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所または保管設備の変更、受寄物の積換、他の物品との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

## 【混合保管】

第7条 この組合は、同一の種類及び品質の物品については、一つの倉庫または同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において混合保管する。ただし、寄託者の請求があったときまたは特別の事情があるときは、この限りでない。

## 【保管期間】

第8条 受寄物の保管期間は、基本6ヶ月以内とし、受寄物を入庫した日から起算する。

- 2 出荷契約または寄託契約に特段の定めがある場合は、前項の規定によらず、出荷契約または寄託契約の定めるところによりこれを行うことができる。

## 【寄託価額の変更】

第9条 寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

- 2 この組合は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

## 【保管不適物品の処置】

第10条 この組合は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の措置をするよう催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく措置しなければならない。

- (1) 受寄物の変質、腐敗、その他の原因により保管に適しなくなったと認められるとき
- (2) 受寄物が倉庫または他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき
- (3) その他やむを得ない事由により、受寄物の保管を継続することができなくなったとき

- 2 寄託者が、この組合の定めた期間内に前項の催告に応じないときまたは緊急に受寄物の破棄その他適宜の措置をとる必要があるため催告のための手続をとることができないときは、この組合は、寄託者に代わって、当該措置をとることができる。
- 3 前2項の措置によって生じた損害及びそれに要した費用は、この組合の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

#### 【寄託物の譲渡及び担保への提供】

第11条 寄託者が寄託物を譲渡し、または担保に提供したときは、当事者は、遅滞なく書面をもってその旨をこの組合に通知しなければならない。

#### 【出庫手続】

第12条 寄託物を出庫しようとする者は、荷渡指図書がこの組合に示して、これを請求しなければならない。

#### 【混合保管物品の返還】

第13条 混合保管をした物品については、寄託者は、その物品について権利を有する者の同意なくして、前条の請求をすることができる。

- 2 前項の規定により出庫の請求があったときは、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

#### 【受寄物の出入及び積卸】

第14条 寄託者は、受寄物の出入及び積卸に当たっては、この組合の指図を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、この組合が荷役を行ったときは、その実費を徴収することができる。

#### 【寄託物の引き取り】

第15条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なく、その物品を引き取らなければならない。

- 2 この組合は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引き取りを請求することができる。
- 3 前項の請求は、一定の日までに引き取りがなされないときは、引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

#### 【供託】

第16条 寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき、またはこの組合の過失なくして寄託者を確知することができないときは、この組合は、その受寄物を供託することができる。

#### 【競売】

第17条 この組合は、第10条及び前条の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和54年3月30日法第4号）の規定により競売することができる。

#### 【任意売却】

第18条 この組合は、第15条第2項及び第3項の規定により、受寄物の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、この組合は、知れたる寄託者に対してあらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

- (1) 受寄物の価額が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき
- (2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき

- 2 この組合は、前項により任意売却した受寄物の代価から保険料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除して、なお残額のあるときは、その残額を寄託者に支払う。

#### 【責任の始期及び終期】

第19条 この組合の受寄物に関する責任は、寄託者から寄託物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

2 この組合は、受寄物を引き渡した後は、当該物品がこの組合の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。

#### 【賠償事由】

第 20 条 寄託者に対してこの組合が賠償の責任を負う損害は、この組合またはその使用人の故意または重大な過失によって生じた場合に限る。

#### 【再寄託物の責任】

第 21 条 この組合は、第 33 条の規定により受寄物を再寄託したときにおいても、その受寄物に関して責任を負う。

#### 【免責事項】

第 22 条 次の損害については、この組合は、その責任を負わない。

- (1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、物品の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒または回避することのできない災厄、事故、命令、処置または保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害
- (2) 第 27 条の規定により決定された損害てん補額を超える火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険または火災共済（以下単に「火災保険」という。）に付さなかった受寄物の火災による損害
- (3) 寄託者に対して行う引き取りの請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

#### 【賠償額の算定】

第 23 条 受寄物の滅失または損傷による損害に対するこの組合の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。

ただし、時価が受寄物の保険金額または共済金額（以下単に「保険金額」という。）若しくは寄託価額を超える場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。

#### 【混合保管物品の損害額の配分】

第 24 条 混合保管した受寄物について損害があったときは、損害を調査し、混合保管した受寄物の価額に応じて、損害額を配分する。

#### 【火災保険の付保】

第 25 条 この組合は、反対の意志表示がない限り、寄託者のために寄託物をこの組合が適当とする保険者または共済者（以下単に「保険者」という。）の火災保険に付する。

- 2 受寄物の火災保険に関する事項は、すべてこの組合と保険者との特約による。
- 3 この組合は、寄託者に通知しないで、保険者を変更することができる。

#### 【保険金額及び一部出庫による減額】

第 26 条 この組合が、前条第 1 項により受寄物について締結する保険契約または共済契約（以下、単に「保険契約」という。）の保険金額は受寄物の寄託価額とする。

- 2 火災保険に付した受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

#### 【損害てん補額の決定】

第 27 条 寄託者は、寄託物が罹災した場合に、罹災当時の価額及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について、この組合の承認を得なければならない。

- 2 前項の決定をするに当たって、寄託者に異議があつて、保険者と協議が整わないときは、この組合は、保険者と協議決定することができる。

#### 【保険金の支払手続】

第 28 条 寄託者は、この組合を経由して保険金または共済金の支払を受けなければならない。

#### 【告知義務違反等による損害の負担】

第 29 条 寄託者が、保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者の負担とする。

**【運送保険】**

第30条 この組合は、必要があると認めるときは、受寄物を運送保険または輸送共済に付するものとする。

2 前項の場合には、第25条から第29条の規定を準用する。

**【保管料の徴収】**

第31条 保管料は、1か月を1日から15日まで、16日から末日までの2期に分け、期計算（1期に満たない期間は1期とする。）によって算定し、出庫の際に、寄託者の販売代金よりこれを徴収する。

2 徴収すべき金額は、別表に定める。

**【荷役賃等】**

第32条 この組合は、受寄物の搬出入、くん蒸及び積卸又は見本摘出等をするに当たって、その実質を寄託者から徴収することができる。

**【再寄託】**

第33条 寄託者の請求があるときまたはこの組合において必要があると認めるときは、この組合は、その受寄物を次の連合会等に寄託するものとする。

全国農業協同組合連合会

**【経理の区分】**

第34条 保管事業に係る直接の収入及び支出は、区分して経理する。

**【改 廃】**

第35条 この規程の改廃は、理事会において行う。

但し、第31条第2項に定める別表は、組合長が定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

(別表)

米穀

保管料単価	1期・玄米60kgあたり16.50円(消費税別)
-------	--------------------------

入出庫料単価	玄米60kgあたり44.50円(消費税別)
--------	-----------------------

麦類

項目	量目	保管料単価(消費税別)
大麦	ばら100kg	17.29円
	25kg	4.32円
小麦	ばら100kg	17.99円
	30kg	5.32円
はだか麦	ばら100kg	17.78円
	30kg	5.33円